

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年東京都条例第百六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行															
<p>附 則</p> <p>1 （現行のとおり） （経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であつて、改正後の条例別表第七 四の部（）の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成三十年五月二十四日までは、改正後の条例別表第七 四の部（）の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 から5まで （現行のとおり）</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第七号の工場又は同条第八号の指定作業場であつて、改正後の条例別表第七 四の部（）の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除くものをいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十七年五月二十四日（ポリエチレンテトラレート製造業に属する工場又は指定作業場にあつては、平成二十六年五月二十四日）までは、改正後の条例別表第七 四の部（）の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3 から5まで （略）</p>															
<p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="264 1145 1070 1295"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>業種</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)</td> <td>エチレンオキサイド製造業</td> <td rowspan="2">六</td> </tr> <tr> <td>エチレングリコール製造業</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種	許容限度	一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)	エチレンオキサイド製造業	六	エチレングリコール製造業	<p>附則別表</p> <table border="1" data-bbox="1169 1145 1953 1337"> <thead> <tr> <th>有害物質の種類</th> <th>業種</th> <th>許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)</td> <td>感光性樹脂製造業</td> <td>一〇〇</td> </tr> <tr> <td>エチレンオキサイド製造業</td> <td>一〇</td> </tr> </tbody> </table>	有害物質の種類	業種	許容限度	一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)	感光性樹脂製造業	一〇〇	エチレンオキサイド製造業	一〇
有害物質の種類	業種	許容限度														
一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)	エチレンオキサイド製造業	六														
	エチレングリコール製造業															
有害物質の種類	業種	許容限度														
一・四―ジオキサン (単位 リットルにつきミリグラム)	感光性樹脂製造業	一〇〇														
	エチレンオキサイド製造業	一〇														

備考 中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七 四の部(ロ)の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

備考 一 中欄に掲げる業種に属する工場又は指定作業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の条例別表第七 四の部(ロ)の項の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該工場又は指定作業場から排出される汚水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

二 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が〇・五を超えることをいう。

$$\frac{C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_i 下水道に汚水を排出する下水道法上の特定事業場（感光性樹脂製造業に属するものに限る。）ごとに、当該下水道法上の特定事業場から当該下水道に排出される汚水の「一・四」ジオキサンの通常値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_i 当該下水道法上の特定事業場から当該下水道に排出さ

リットルにつきミリグラム)	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	二
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項の特定事業場をいう。備考二において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される汚水を受け入れているものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）	二・五

れる汚水の通常量(単位 一日につき立方メートル)
Q 当該下水道から排出される汚水の通常量(単位 一日
につき立方メートル)